

学校・教職員の皆さまに求められること

学校におけるLGBTについての理解増進施策として、次の三点が挙げられます。

① 学生・児童・生徒に対する基礎知識に関する普及・啓発

当事者を招いての授業や講演会に十分な注意が必要です。

現在、LGBTに関する講師には、何の資格も必要ではなく、個人の経験や見解に基づくものには、誤解や大きな偏りが見受けられます。ホームページにおいて大々的に過去の実績をPRしているところでも注意が必要です。文科省も指摘していますが、中には、「同性婚ができればそれで全ての問題が解決する」といった極端な内容を盛り込む講師も散見されます。

当会は、政府・与党と連携して、LGBTの基本法の成立を目指して活動をするを目的に設立した唯一の団体です。当会の活動は、人権教育および人権啓発に関する法律に基づくもので、カミングアウトした強い立場の当事者や支援者による「差別禁止や権利獲得運動」ではなく、しっかりと学生、児童生徒の心の涵養を進め、カミングアウトしていない当事者にも受け入れやすい啓発に重点を置いています。大多数の当事者はカミングアウトしておりませんので、その立場に寄り添うことが大切なのです。

② 教職員に対する基礎知識に関する普及・啓発

職場のスタッフに当事者職員がいるということへの配慮です。早急な啓発や支援施策は、当事者職員のストレスとなり返って困惑させてしまいます。

③ 職場におけるリスクマネジメント

カミングアウトした当事者の対応を誤ると、場合によっては大きな社会的問題にもなりかねません。特に初期対応が大事です。

いま、LGBTに対する緩やかな理解を進めていくことが求められています。

LGBT理解増進会について

当会は、平成27年12月25日に設立した一般社団法人です。各府省庁の施策、および、政権与党に協力し、「LGBT理解増進法（性的指向および性自認に関する国民の理解増進に関する法律）」に成立に向け積極的に活動しています。

また、経団連等の経済団体と協働し、企業におけるLGBT対策にも取り組んでいます。

当会のロゴについて



©H.Tachiyama

6色の桜をモチーフにしたロゴは、その中心にクリスタルを配し、ひとり一人のLGBT当事者が生き生きと輝いて生きることを、また、時計回りの方向に重なりあう花びらは、時の経過とともに社会に広がりゆく涵養を表しています。

研修会・講演会の講師派遣について

当会では、当会役員をはじめ、現在、(公財)日本看護協会と協働した講師派遣事業を計画しており、既定の研修を修了した看護師、保健師等を講師として全国各地に派遣しています。役員、教職員研修をはじめ、学生・児童生徒に対する後援会等にぜひご活用下さい。

ご予算に応じてご相談が可能ですので、当会ホームページからお気軽にお問い合わせ下さい。

▶ 一般社団法人 LGBT理解増進会 <http://lgbtrikai.net>

学校・教職員の皆さまへ

歴史的な第一歩をともに踏み出す



©H.Tachiyama

一般社団法人 LGBT理解増進会

正式名 一般社団法人 性的指向および性同一性に関する理解増進会
Association for the Promotion of LGBT Understanding

公式ウェブサイト <http://lgbtrikai.net>
Eメールアドレス info@lgbtrikai.net



近年、わが国でもいわゆるLGBT(性的マイノリティ) に対する理解が急速に進んでいますが、その速さがゆえに国民の間に大きな情報格差が広がっています。東京と地方、自治体、組織の別など、かなりの差異が生じています。

一部自治体や企業・各種団体においても先駆的にLGBTのための制度を創設していますが、その思いとは裏腹に当事者の利用はほとんど増加していない現実もあります。

これは、そもそもLGBTの抱える生活上の困難が、基本的人権に関わる課題の克服であって、人権課題の解消には、「差別禁止」や「ダイバーシティ&インクルージョン」に代表されるようなトップダウン型の施策では、当事者、非当事者を問わず、肝心の心の涵養が進まないからです。

特に学校教育の現場では、いきなり制度を作りトップダウン型で推し進めると、心の涵養ができていない学生、児童・生徒に迷いが生じます。その結果として、言動の方向を誤り、思いがけない深刻ないじめにつながるものが危惧されます。

理解が広がっていない中で、いきなり差別を禁止しても、差別はなくなるどころか、予期せぬバッククラッシュを引き起こしかねません。

また、一般的にLGBTと総称されてはいますが、L・G・B・Tそれぞれに抱える問題が大きく異なり、啓発をする場合においても、「LGBTのために」という括りの発信は大きな誤解を生じ、当事者を混乱させてしまいます。

平成28年に、文部科学省初等中等局児童生徒課により「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」が、平成30年に、独立行政法人学生支援機構により「大学等における性的指向・性自認の多様なあり方の理解増進に向けて」が作成されました。当会は、わが国のLGBT教育の指針となるこの二つの重要な資料の作成に協力させていただいた唯一の団体です。

当会は、わが国のLGBT教育を推進する中で、「理解増進」を基軸にした偏りのない発信をすべく活動を進めて参りますので、皆さまのご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

LGBT理解増進法とは

自民党 性的指向・性自認に関する特命委員会が法制化を進めている法案で、正式名称は「性的指向および性自認に関する国民の理解増進に関する法律」です。

差別禁止ありきではなく、あくまでもLGBTに関する基礎知識を全国津々浦々に広げることによって国民全体の理解を促すボトムアップ型の法案です。

理解増進法

- 時間は掛かるが、確実に理解が深まる
- 一人の差別主義者も出さない
- 与党案として成立の可能性が高い
- 多くの学びが期待され全国の当事者団体等の活動が活性化される
- 今後のすべての施策の基礎となる

差別禁止法

- 一見して即効性があるように思われるが、現時点では賛否が分かれており対立を煽る
- 不注意な発言が差別と断定されるリスクがある
- 与党が反対では成立が極めて困難
- 差別禁止を掲げる団体等の既得権につながる恐れがある
- 保守層の理解増進の妨げになる可能性がある

当会役員名簿 (敬称略)

| | | | |
|-------------|--------------------------|-----------|-----------------------------------|
| 顧問 | 古屋圭司 (衆議院議員) | 理事 | 繁内幸治 (代表理事) |
| | 田村憲久 (衆議院議員) | | 今坂洋志 (教材・啓発資料担当) |
| | 進藤義孝 (衆議院議員) | | エディ (全国事務局／全国LGBT理解増進ネットワーク会議担当) |
| | 稲田朋美 (衆議院議員) | | 佐保美奈子 (研究部・調査担当) 大阪府立大学大学院准教授 |
| | 橋本岳 (衆議院議員) | | 大河内茂太 (代表理事代行) 衆議院議員秘書 |
| | 石田昌宏 (参議院議員) | | 長谷川敦弥 (代表理事代行) (株)リタリコ代表取締役社長 |
| | 宮川典子 (衆議院議員) | | 亀田徹 (研究部・調査担当) 元文部科学省初等中等局視学官 |
| 学術顧問 | 野島正寛 東京大学医科学研究所 准教授 (予定) | | 森永貴彦 (代表理事代行) (株)LGBT総合研究所代表取締役社長 |
| | | 監事 | 一色俊哉 自由民主党芦屋支部青年部長 |



わが国のLGBT施策のあるべき方向性がよくわかる、必携の書

そうだったのかLGBT 歴史的な第一歩をともに踏み出そう

一般社団法人 LGBT理解増進会

好評発売中

価格 1500円＋税

ISBN978-4-89985-200-1
C0036 ¥1500E

Amazonや楽天ブックス等でお求めいただけます。
多数ご注文の場合は当会までご連絡ください。